内部通報規程

第１章　総則

第１条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人こどもサポートステーション・たねとしずく（以下「当法人」という）における法令違反行為や不正行為等の早期発見および是正を図るため、内部通報の仕組みを定める。これにより、支援対象である子どもの最善の利益を守り、コンプライアンスの強化と当法人の社会的信用の維持に資することを目的とする。

第２条（用語の定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① **「役職員等」**：当法人の理事、監事、正職員、契約職員、パート・アルバイト、ならびに当法人の業務に従事するボランティア、研修者、派遣労働者、および業務委託契約者（業務委託先の実務担当者を含む）をいい、寄付者および外部協力者は含まれない。

② **「通報対象行為」**：当法人の業務に関わる、法令、定款、または当法人内規程に違反する行為、および組織的または個人的な不正行為をいう。

③ **「不利益取扱い」**：解雇、降格、減給、雇用契約の更新拒絶、ボランティア活動・研修活動の制限、派遣労働の打切り、業務委託契約の解除、嫌がらせ、その他一切の不利益な処遇をいう。

第３条（通報対象行為の具体例）

通報対象行為には、当法人の業務に関わる、特に以下の事項を含む。

① 法令、定款、または当法人内規程に違反する行為。

② 支援対象である子どもならびに保護者および関係者の安全、健康、人権に対して危険を及ぼす行為（虐待、体罰、不適切な接触、個人情報の漏洩等）。

③ 助成金や寄付金の不正流用、会計不正。

④ ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）。

⑤ 前各号の行為の隠蔽、証拠隠滅、または情報漏洩行為。

第２章　内部通報窓口

第４条（内部通報窓口の設置）

当法人は、内部通報を受け付けるため、以下の二つの内部通報窓口（以下「本窓口」という）を設置する。

1. **内部窓口**：当法人が指定するコンプライアンス統括部門の事務局長またはコンプライアンス担当理事。
2. **外部窓口**：弁護士法人　淀屋橋・山上合同　担当弁護士（以下「外部窓口」という）。

第５条（内部通報窓口の利用者）

1. 役職員等は、職制上の上長（通常ライン）に報告することもできるが、それとは別に本窓口を利用することができる。
2. 当法人の現在または過去のサービス利用者（子どもが当法人のサービス利用者の場合、保護者を含む）、および離職後１年以内の離職した役職員等も本窓口を利用できるものとする。

第６条（通報の方法）

1. 通報は、原則として電話、電子メール等の電磁的方法、または書面により行う。
2. 通報は実名を原則とするが、匿名で行うことも妨げない。ただし、匿名の場合は調査結果等の通知等が制限される場合がある。

第３章　通報への対応手続

第７条（外部窓口による受付と整理）

外部窓口は、当法人との委託契約に基づき、次の各号の業務を行う。

① 通報者からの通報の受付および内容の事実整理。
② コンプライアンス統括部門の事務局長またはコンプライアンス担当理事（ただし、これらの者が被通報者である場合その他当該通報事案について利害関係を有することが疑われる場合は、次条第３項に定める調査責任者とする）への通知および一次的な対応策についての助言・協議。
③ 当法人による調査への関与。
④ 当法人からの調査結果および対応内容の通報者への伝達。

第８条（通報の受付・報告および調査の実施）

1. 本窓口は、通報を受けたときは、通報者の連絡先が分からない場合または通報者が通知を希望しない場合を除き、通報を受け付けた旨を速やかに通報者に通知し、外部窓口においては、通報者の意向を踏まえたうえ、コンプライアンス統括部門の事

務局長またはコンプライアンス担当理事（前条第２項かっこ書きに該当する場合は、本条第３項に定める調査責任者）に報告する。

2. 当法人は、通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに必要な調査を実施しなければならない。なお、調査責任者は、コンプライアンス統括部門の事務局長およびコンプライアンス担当理事とし、調査内容を踏まえて、関連する役職員等、外部窓口、または外部専門家を構成員とする調査チームを設置することができる。
3. コンプライアンス統括部門の事務局長またはコンプライアンス担当理事が被通報者である場合その他当該通報事案について利害関係を有する場合は、当該者を調査および是正措置または再発防止策の検討から除外し、利害関係を有しない他方を調査責任者とする。コンプライアンス統括部門の事務局長およびコンプライアンス担当理事の双方がこれに該当する場合は、利害関係を有しない監事を調査責任者とする。
4. 前項によっても法人内部において公正かつ中立な調査を行うことが困難である場合、または通報事案の重大性、被通報者の立場、組織的な関与の可能性その他の事情から調査の独立性を確保する必要がある場合は、外部の弁護士その他の専門家を調査に加え、第三者委員会を設置することができる。
5. 調査にあたっては、役職員等に対して資料の提出や聴取等の協力を求めることができ、これを求められた者は誠実に協力し、調査を妨害してはならない。

第９条（是正措置および再発防止策）

1. 調査の結果、通報対象行為が明らかになった場合、調査責任者において当法人に報告し、当法人は、調査責任者と連携のうえ、速やかに是正措置および再発防止策を講じる。
2. 違反行為に関与した役職員等に対しては、就業規則等に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとる。

第１０条（通知）

当法人は、調査結果または是正措置および再発防止策について、通報を受けた本窓口に遅滞なく報告・通知し、当該窓口は、被通報者および調査協力者を含む利害関係人の個人情報およびプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通報者に対しその結果を通知する。ただし、通報が匿名でなされた場合、通報者の連絡先が分からない場合、または通報者が通知を希望しない場合は調査結果等の通知が制限される場合がある。

第４章　通報者の保護および情報管理

第１１条（不利益取扱いの禁止）

1. 当法人および役職員等は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 当法人および役職員等は、調査協力者が調査に協力したことを理由として、当該調査協力者に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。
3. 当法人は、通報者または調査協力者に対して不利益取扱いを行った者に対して、就業規則等に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとる。

第１２条（通報妨害および探索の禁止）

役職員等は、通報妨害を行ってはならず、また、正当な理由なく、通報者または調査協力者が誰であるかを特定しようとする行為（探索）を行ってはならない。

第１３条（秘密保持および情報の範囲外共有の禁止）

本窓口担当者および調査に従事する者は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由に基づき、必要最小限の内容で、必要最小限の者に共有する場合を除き、通報者、被通報者、および調査協力者の氏名等の特定につながる情報その他の通報にかかる情報を、他の者に共有してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

第１４条（利益相反の回避）

役職員等は、自らが関係する通報事案（通報対象行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける場合、通報者または被通報者と親族関係にある場合そのほか調査や是正措置の検討を阻害し得る場合）の調査や是正措置の検討に関与することはできず、万一これらに関与した場合または自らが通報事案に関係するとの疑いを認識した場合、速やかにコンプライアンス統括部門の事務局長またはコンプライアンス担当理事（第８条第３項に基づき代替の調査責任者が選任されている場合は、当該調査責任者）に申し出るものとする。

第５章　運用

第１５条（誠実通報義務）

1. 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、他人に損害を加える目的の通報、その他の不正な目的で通報を行ってはならない。

2. 不正の目的による通報を行った者に対しては、就業規則等に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとる。

附則

1. 本規程は、２０２６年９月１日から施行する。
2. 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。